

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和6年3月11日（月）
開会 10時00分
閉会 10時28分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 上村和弘
次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、
次長（育成支援・社会教育担当）山添達也、次長（研修担当）荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆
教職員課 課長 福井崇司、班長 若宮一哉、主査 鈴木良典、主査 佐藤克哉
福利・給与課 課長 坂口浩二、副課長兼班長 市川亮子
高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、主幹 増井郁美
文化振興課 課長 川口晃

5 請願・陳情の付議の結果

	件名	審議結果
請願 18	時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を 求める請願	原案可決

6 議題件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第 58 号	令和 8 年度以降の三重県立高等学校入学者選抜に おける再募集の応募資格について	原案可決
議案第 59 号	三重県総合博物館協議会委員の任命について	原案可決

7 報告題件名

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（2 月 2 1 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 59 号は人事に関する案件のため、報告 1 は公表前であるため、非公開とすることを決定する。

公開の請願及び議案第 58 号を審議した後、非公開の議案第 59 号を審議し、非公開の報告 1 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 18 時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を求める請願について（公開） （福井教職員課長説明）

請願 18 時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を求める請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 11 日提出 三重県教育委員会教育長

まず、2 ページ目の請願書をご覧ください。「1 請願の要旨」です。県立学校教職員の時間外在校等時間記録について、1 か月分の記録が確定した際及び、確定した後に変更した際の記録を保存することを求めるというものです。

「2 請願の理由」ですが、一段落目のところですが、時間外在校等時間記録が何か月も遡っていくらでも記録内容の変更ができ、なおかつその変更履歴が残らないとなると、教職員に過重労働による重大な障害や過労死といった公務災害が発生したとしても、使用者側が過重労働の事実がなかったかのように、記録内容の変更ができてしまいますと。さらに 2 行下ですが、また、記録内容の変更履歴が残らないというのであれば、情報公開請求をする人やタイミングによって、開示される内容が異なり、しかも請求人は記録内容の変更があったことさえ知ることができなくなるという理由です。

1 ページ目をご覧ください。請願文書表の右側の教育長の意見というところをご覧ください

ださい。今回の請願の中には、項目が2点あると考えておりまして、まず1点目の、1か月分の記録が確定した際に保存することということに対しましては、1行目です。時間外在校等時間記録は、過重労働対策システム上の電磁的記録を公文書として管理しております、これによって確定後の記録を保存しているということになっています。

2点目の変更した際の記録を保存するということに対しましては、一番下の段落の2行目ですが、令和5年度から、確定後の時間外在校等時間記録について書換えを行う場合は、理由及びその経緯だけではなく、書換え前後の情報も含めた記録を別途作成して、公文書として保存することとしました。

本請願の趣旨に沿う対応は既に行われていると考えていることから、本請願は不採択としたいという意見にしております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願18はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第58号 令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について（公開）

（山北高校教育課長説明）

議案第58号 令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について

令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月11日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

資料の1ページをご覧ください。県立高等学校入学者選抜の再募集のあり方については、令和4年度から入学者選抜制度検討会において協議を重ねてきました。

「1 現在の状況」をご覧ください。これまでの再募集の応募資格は、「三重県立高等学校入学者選抜に合格した者は、志願できない。」とし、私立高校の合格者の志願については制限していませんでした。再募集については、前期選抜・後期選抜に続く3回目の受検機会として、3月下旬に実施し、令和5年度は94人が受検をしています。

2ページをご覧ください。「2 応募資格の見直しに至った経緯」です。制度検討会で

は、再募集を受検した生徒について、受検の理由や背景、受検した際に進学先が確保されていたかどうかなど、さまざまな調査結果を基に協議しました。再募集を受検した生徒について調査する中で、受検者数が募集人数を超えた高校において、私立高校に合格している生徒が合格し、どこにも合格していない生徒が再募集でも不合格となった事例がありました。

この生徒は、私立高校を受検できない家庭の事情が背景にあるなど、教育的に不利な環境の下にありました。検討会では、どこにも合格できなかったことを、家庭の経済状況が子どもの進路や学力に影響を及ぼす、子どもの貧困問題の事象の1つであると考えました。また、誰一人取り残さない教育を推進する観点から、再募集のあり方について見直すべきであると考えました。

そこで、再募集は最後の受検機会として、高校に合格していない者に、家庭の経済状況に関わらず、できる限り進路を保障するための機会として位置付けることとしました。

「3 再募集の応募資格」ですが、検討会議の協議をふまえて、次のとおり提案いたします。再募集を志願できる者は次の①②の2つの要件を満たす者とする。①三重県立高等学校の入学選抜に合格していない者。ただし、合格していても、入学辞退届を提出した者は志願できる。②県内外の国・私立の高等学校等（高等専門学校含む）のいずれにも合格していない者。ただし、合格していても、最終の入学手続きをしていない者は志願できる。

なお、②については、最終の入学手続きをしていても、以下のいずれかの要件を満たす者は志願できる。職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースを志願する者。やむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める者です。

3 ページ、「4 新たな募集資格（案）についての補足」をご覧ください。①ですが、県立高校に合格した者も入学辞退届を提出することにより、再募集を志願できることとします。

②県内私立高校については、県立高校の合格者発表後に実施する、入学予定者招集日等に出席して行う入学手続きを、最終の入学手続きとします。

③職業学科や総合学科、体育、芸術の専門学科・コースは、県内私立高校には設置されておらず、県立高校においてのみ、施設・設備、担当する教職員等、専門的に学習できる環境にあるため、最終の入学手続きをしていても志願できることとします。

④やむを得ない事情がある者について、経済的な事情においては、最終の入学手続きを行った学校における学業の継続に困難が生じることが想定されるため、やむを得ない事情として、中学校等の校長が了承のうえ、志願できることとします。

続いて、資料の4 ページ、「5 適用年度」をご覧ください。新たな応募資格の適用については、現在の中学校1年生が受検する令和8年度選抜から行うことといたします。中学生や保護者、中学校教員が正しく理解できるよう、令和6・7年度の2年間で周知を図る必要があることから、今回、この定例会で提案することとさせていただいております。

「6 新たな応募資格を導入した後の検証について」です。新たな応募資格導入後の経過を見ていく必要があるため、新たな応募資格により入学した生徒が高校卒業した後の令和11年度に検証を行うこととします。

5 ページをご覧ください。ただいま説明させていただいた再募集の応募資格について、令和 8 年度選抜の実施要項に反映させる変更点を表にまとめております。表の左側が令和 8 年度選抜から変更する応募資格、右側が現行の応募資格で、変更する箇所の下線が引いてあります。説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 58 号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 59 号 三重県総合博物館協議会委員の任命について(非公開)

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 1 令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験について(非公開)

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言